

「いわて旅割キャンペーン業務」

企画提案審査要領

令和 8 年 3 月
岩 手 県

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわて旅割キャンペーン業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画コンペの提案審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査委員会は、企画コンペ参加者（以下「コンペ参加者」という。）から提出された、別添資料1「企画コンペ実施要領」で定める書類（以下「企画コンペ提案書等」という。）について、下記4に定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、コンペ参加者から提出された企画コンペ提案書等に基づいて行う。
- (2) コンペ参加者が6者を超える場合には、審査委員会において、企画コンペ提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された6者により、審査委員会において、企画コンペ提案書等に基づく審査を行うものであること。なお、コンペ参加者が6者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- (3) 審査委員は、企画コンペ提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、審査委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付し、委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告するものとする。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議の上、順位を決定するものとする。
- (4) コンペ参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画コンペ提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

【採点基準】

	10点の項目	20点の項目
非常に優れている	10	20
優れている	8	16
問題はない（中位点）	6	12
やや問題がある（一部修正が必要）	4	8
問題がある（大幅な修正が必要）	2	4
採用できない	0	0

3 審査結果の通知

審査結果については、各コンペ参加者に郵送により書面で通知する。

審査項目、審査観点及び配点

審査項目		審査観点	配点	
企画内容の 的確性	業務目的	・業務目的を理解し、その達成のための的確な提案となっているか。	10	20
	誘客効果	・本県への誘客を促進する提案となっているか。	10	
業務内容	事務局の設置 及び 問合せ対応業務	・業務を実施するうえで様々な問合せに対応できる十分な体制であるか。	10	50
	OTAとの調整 及び管理業務、 OTA新規登録 促進・支援業務	・クーポンを造成するOTAや多くの県内宿泊事業者が本事業を活用できるようなOTAと連携したサポート体制が提案されているか。	10	
	広報計画の策定・実施、クリエイティブ制作	・事業実施効果を最大化するために適切な広報計画が提案されているか。	10	
	旅行代金の割引、進捗管理等	・キャンペーンの概要を理解のうえ、事業実施効果を最大化するための割引方法や進捗管理等が提案されているか。	20	
業務 遂行能力	スケジュール	・業務スケジュール案は実現可能なものか。 ・効率的なスケジュールとなっているか。	10	30
	業務実施体制	・業務を実施するうえで十分な体制であるか。	10	
	費用積算内訳	・事業単価経費が妥当であり、企画提案内容と整合がとれているか。	10	
合 計				100